

みどりの食料システム戦略推進総合対策事業 (有機農産物の生産体制確立事業) 実施要領

第1 事業の目的

有機農産物の生産拡大に取り組む農業者団体等に対して、生産から販売に至るそれぞれの段階で支援を行い、有機農業の取組面積の拡大や有機農産物の生産振興に向けた取組を推進する。

第2 事業実施主体

- 1 事業実施主体は、3戸以上の有機農業者で組織される農業者団体、農業生産法人、集落営農組織及び市町村又は市町村が参画する協議会とする。

なお、市町村又は市町村が参画する協議会については、当該年度においてみどりの食料システム戦略緊急対策交付金及びみどりの食料システム戦略推進交付金の有機農業拠点創出・拡大加速化事業の交付を受けていないものを対象とする。

- 2 本事業における農業者団体、農業生産法人、集落営農組織、有機農業、有機農業者及び新規就農者の定義は別紙のとおりとする。

第3 事業の内容

事業実施主体は、第1の目的に資するため、次のいずれかに掲げる取組を行うものとする。

- 1 人材確保に向けた取組

有機農業者を募集するため、ホームページ等を活用した周知、就職セミナーへの参加や説明会の開催等を行う。

- 2 栽培技術の向上を図る取組

有機農業者や新規就農者が有機栽培の知識や技術を習得するため、先進的な取組を行っている有機農業者による現地指導や実証ほを活用した学習会等を実施する。

- 3 生産した有機農産物を活用した加工品の開発活動

有機農産物の販売拡大等を通じた更なる生産拡大を図るため、有機農産物の加工品を開発する。

- 4 生産した有機農産物等の販売促進活動

有機農産物の販売を促進し、更なる生産拡大を図るため、販売促進用資材の開発や、収穫祭など消費者との交流会等を実施する。

- 5 その他

県が特に必要性を認める取組

第4 補助金の交付内容等

- 1 県は、第3の各項に掲げる取組を実施する事業実施主体に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助金は、対象事業費の2分の1以内で、かつ、1団体あたり500千円を上限とする。

- 3 補助金の使途等については別表 1，補助金の対象となる経費については別表 2 に定めるところによる。
- 4 県は、本事業の実施に必要な経費について、予算の範囲内で、鹿児島県補助金等交付規則及び鹿児島県みどりの食料システム戦略推進総合対策事業補助金交付要綱に基づき助成する。

第 5 事業実施計画書の承認等

- 1 本事業の実施を希望する事業実施主体は事業実施計画書（以下「計画」という。）（様式第 2 号）を作成し、市町村を経由して様式第 1 号により知事に提出する。
なお、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、市町村を経由せず知事に提出するものとする。
- 2 知事は、第 5 の 1 の規定により提出された計画の内容を審査し、適当と認められる時は、これを承認するとともに、様式第 3 号により事業実施主体に通知する。
- 3 事業実施主体は、実施計画について別表 1 に定める重要な変更を行う場合、第 5 の 1 並びに 2 の規定に準じて手続きを行う。

第 6 事業実績の報告

事業実施主体は、事業完了後、事業実施実績書（様式第 2 号）を作成し、様式第 4 号により事業実施年度の翌年度の 4 月末日までに知事に提出する。

第 7 事業の推進及び支援体制

- 1 事業実施主体は、この事業が円滑に実施されるよう関係市町村等と相互の連携協力を図るものとする。
- 2 県は、この事業が円滑に推進されるよう事業実施主体に対する助言・指導に努めるものとする。

第 8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成 30 年 5 月 16 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から一部を改正し、令和 3 年度実施分から適用する。

この要領は、令和 4 年 6 月 17 日から一部を改正し、令和 4 年度実施分から適用する。

この要領は、令和 5 年 5 月 10 日から一部を改正し、令和 5 年度実施分から適用する。

この要領は、令和 6 年 5 月 21 日から一部を改正し、令和 6 年度実施分から適用する。

この要領は、令和 7 年 6 月 17 日から一部を改正し、令和 7 年度実施分から適用する。

別紙

農業者団体等の定義

1 農業者団体

複数の農業者により構成され、規約及び代表者を定め、かつ、銀行口座を有している組織

2 農業生産法人

農地等の権利を取得することができる法人で、主たる事業が農業（農産物の加工・販売等の関連事業を含む）であること。

3 集落営農組織

集落を単位として農業生産過程における一部又は全部について共同化・統一化に関する同意の下に営農している組織（「農業用機械の共同所有のみ」「栽培協定又は要排水の管理のみ」の組織を除く）であり、組織の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした組織の運営に係る規約・定款が定められ、銀行口座を有する組織

4 有機農業

「有機農業の推進に関する法律（平成 18 年）」に基づき、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

5 有機農業者

有機農業を行う農業者

6 新規就農者

農林水産省が毎年 2 月に実施する「新規就農者調査」の定義に基づく以下の者

- (1) 新規自営農業就農者
- (2) 新規雇用就農者
- (3) 新規参入者

別表 1

補助金の使途等

補助金の使途	重要変更要件
1 人材確保に向けた取組 (1) H P 開設等の周知に係る経費 (2) 就職セミナーへの参加や説明会の開催等に係る経費 2 栽培技術の向上を図る取組 (1) 先進的な取組を行う有機農業者による現地指導に係る経費 (2) 有機栽培の実証ほ設置に係る経費 (3) 有機栽培の技術に関する学習会等の開催に係る経費 (4) 土壌診断や有機農産物の成分分析等に係る経費 (5) 先進地視察研修に係る経費 3 生産した有機農産物を活用した加工品の開発活動 (1) 加工品の開発に係る経費 (2) 先進地視察研修に係る経費 4 生産した有機農産物等の販売促進活動 (1) 販売促進用資材の開発やH P 開設等に係る経費 (2) 消費者等との交流会の実施に係る経費 (3) 商談会への参加等に係る経費 5 その他 県が特に必要性を認める経費	・ 事業内容の変更 ・ 事業実施主体の変更 ・ 事業費の 30 パーセントを超える増減

別表 2

補助金の対象となる経費

区 分	内 容
1 謝 金	事業の実施に必要な専門的知識の提供等を依頼した者に対する謝金及び報償費（県、関係地方団体及び事業実施主体に従事する者を除く）
2 旅 費	本事業の実施に必要な旅費
3 開発費	本事業の実施に必要な開発費
4 原材料費	有機栽培の実証ほ設置等に必要な経費
5 販売促進費	本事業で生産した有機農産物及び有機加工品を消費者等は無償提供するための必要な経費
6 組織運営費	印刷製本費，通信運搬費，役務費，消耗品費，会議費（食糧費を除く），備品購入費（県との協議を要するものとする）及び燃料費（自動車燃料に限る）
7 委託費	事業実施要領に定める事務について，その事務の一部を地方公共団体職員並びに県及び事業実施主体構成員以外の者に委託する場合の当該委託に要する経費